

2008年度 第3回定例会 個人質問

1. 大間原発に関わる諸問題について

まず、大間原発に関わってお聞きいたします。

北海道の原発対策は、今まで泊原発を中心に考えられてまいりました。

プルサーマル発電においても、その安全性について道の有識者検討会議が地元および札幌で開催されただけであります。

泊原発は MOX 燃料の一部混入ですが、それでも安全性に多くの議論が有り、知事もその判断を保留していますが、一方、大間原発は MOX 燃料を全炉心にわたって装荷するフル MOX という、世界的にも例のない原発であり、実験炉を経ないぶっつけ本番で商業運転を行うというものです。

さらに、採用される原発は出力が約 138 万キロワットと通常の沸騰水型原子炉、約 110 万キロワットよりも 20% 以上規模を大きくした世界最大クラスの改良型沸騰水型原子炉として、本年 4 月に国から原子炉設置許可を受け、5 月に建設工事が着工されていますが、周辺には多くの活断層の存在が指摘されており地震の不安も解消されておりません。

函館市は、大間町との最短距離が 18 キロメートル、原子炉からは 22 キロメートルの位置にあり、その間は津軽海峡で山などの遮蔽物が無く、天気の良いれば函館山から原発を見ることの出来る地理的状況にあります。

また、大間原発に面している海、そして函館市を含む道南が面している津軽海峡は、本州と北海道を結ぶ結末点である他、日本海と太平洋を結ぶ国際海峡であり、パナマックスなどの大型外貿船が米国、韓国、中国などを行き来しており、苫小牧港、室蘭港、函館港はコンテナによる対外貿易の北海道の拠点となっている他、大型客船のクルーズにも盛り込まれ寄港地ともなっており、旅客・貨物の重要な拠点となっております。

併せて、道南地域の主産業は水産であり、津軽海峡で獲れる「戸井まぐろ」は、日本を代表する高級ブランドとなり、イカといえば函館の代名詞、昆布は献上品ともなっており、本道の水産業にとって大変重要な役割を担っております。

加えて、函館及び周辺の観光産業は裾野の広い産業として本道経済に大きく貢献しております。

この発電所の原子力災害が起きた時のことは創造したくありませんが、放射能の影響や風評による経済的損失は計り知れなく、大変危惧されるところであります。

知事は、今、定例会における我が党の代表質問で函館市をはじめとする道民の安全・安心の確保のため、国や事業者、さらに青森県に対し住民説明会や函館市に対する情報提供の協力など必要な措置を働きかけていくと答弁されました。

その姿勢は評価いたしますが、その具体的な考え方や今後の方向性などについて数点お伺いいたします。

(1) 国の E P Z の範囲について

まず、国は、一般的に「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」、いわゆる E P Z の目安の距離を、原子力発電所の場合 8 ～ 10 km としています。

ちなみに大間原発の場合、津軽海峡を隔てて、22 km の位置に有る函館市の他、隣接

する北斗市、七飯町などが有り、人口はおよそ35万人となります。

日本に現存する55基の原発において、遮蔽物の無い地形に35万人もの人口を抱える原発はありません。

国のEPZの範囲は、どのような考え方で設定しているのか。また、函館市のように原発から遮蔽物が無い地理的特性を有する中で、その範囲内に例外的に組み入れることはできないのかお聞きいたします。

<答弁> (伊東和紀・危機管理監)

大間原発にかかわる諸問題に関しまして、まず、国の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆるEPZについてであります。原子力安全委員会が作成いたしました防災指針によりますと、EPZは、原子力施設において十分な安全対策がなされているが、あえて技術的には起こり得ないような事態を仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたもので、原子力発電所の場合、8から10キロメートルと提案されているところでございます。

このような考え方にに基づきまして、平成17年10月に開催されました大間原発の第2次公開ヒアリングの場におきまして、函館市の意見陳述人から、函館市をその範囲に含めてほしい旨の要望を行った際に、原子力安全・保安院から、原子力発電所から放出される気体状の放射性物質は、距離とともに拡散し、薄められ、また、放射線影響は原子炉からの距離の2乗に比例して弱くなることから、被曝の影響が小さくなるため、約18キロメートル離れている函館市は、この範囲に含める必要はないとの見解が示されたところでございます。

(2) 函館市の提出した要望書について

次に、本年6月に、函館市は道に対し大間原発に関する要望書を提出しましたが、その背景や内容はどの様なものが有ったのか。

また、これを受けて、道としては具体的にどのような対応を行ったのかお聞きいたします。

<答弁> (伊東和紀・危機管理監)

函館市からの要望書についてであります。函館市では、大間原発の建設工事が、平成24年の操業開始に向け、本年5月に始まったことを受けまして、市民の不安の払拭を図るため、事業者を初め、国や青森県に必要な対策を求めていくこととし、本年6月に、市が行う対策などについて協力を求める要望が道に対しなされたところでございます。

その内容につきましては、住民説明などによる計画内容の周知に関する事、異常時の情報提供体制の確立に関する事、環境放射線モニタリングの実施や情報提供に関する事、風評被害に関する事、さらには、地域防災計画における原子力災害対策に関する事の5項目になっているところでございます。

この要望を受けまして、道としては、本年7月に、国や青森県及び事業者でござい

まず電源開発株式会社に担当者を派遣し、函館市が抱えている事情などについて説明を行い、理解を求めたところであり、その後、入手した情報を函館市に提供するとともに、今後の対応などについて協議を行ったところでございます。

(3) 説明会の開催について

次に、安全・安心を確保していくためには、大間原発に関する正しい情報を地域住民に的確に伝えていくことが極めて重要であることから、事業者などによる説明会の開催が急務であると考えますが、これについてどのように取り組んで行かれるのかお伺いいたします。

<答弁> (高橋はるみ知事)

大間原発にかかわる諸問題に関し、まず、説明会の開催についてであります。大間原発の事業計画とともに、安全性や防災対策などについて、函館市などの地域住民の皆様に対し、的確な情報を提供し、正しく理解をしていただくことは大変重要であると考えております。

このため、道といたしましては、事業者による住民の皆様への説明の実施、あるいは、函館市が行う住民説明の場への参加について、函館市とともに事業者に対して働きかけているところであります。

また、国に対しても、函館市が置かれている状況を説明し、必要な協力を求めたところであり、函館市が説明の場を設ける場合には講師の派遣を検討したいとの回答が示されているところであります。

道といたしましては、この地域には、大間原発に対して不安を抱いている住民の皆様もいると承知いたしており、その解消に向けて、国や事業者に対し、地域への説明の実施など、引き続き、協力を求めてまいります。

(4) 放射線などの環境モニタリングについて

次に、函館市周辺部における地域住民の安全・安心のために、放射線などの環境モニタリングを実施していくことが必要と考えますがいかがでしょうか。

<答弁> (伊東和紀・危機管理監)

放射線などの環境モニタリングについてでございますが、環境モニタリングにつきましては、周辺環境の放射能を測定し、その結果などの情報を収集、提供するものであり、原子力発電所の周辺の方々の健康と安全を守るために重要な対策と考えておりまして、基本的には、防災対策を重点的に充実すべき地域において実施されているところでございます。

函館市は、大間原発に関し、防災対策を重点的に充実すべき地域の外ではあります。青森県におきましては、今年度中に環境放射線モニタリング実施計画を策定する

予定でありますことから、道としては、函館市の意向をお聞きしながら、今後どのような対応が可能か、青森県や事業者と意見交換をしてみたい、このように考えております。

(5) 緊急時の連絡体制について

さらに、津軽海峡では、ご存じの通り大間や函館などの両方の漁業者が混在して漁を営んでおります。

当然、道南地方の漁業者がEPZ内で操業することも想定されることから、津軽海峡内で操業している漁業者や函館市に対する緊急時の連絡などは、どのようになされていくのか、今後の検討方向についてお伺いいたします。

<答弁> (高橋はるみ知事)

緊急時の連絡体制についてであります。原子力発電所における緊急時の連絡体制は、地域防災計画などに定めている緊急時通報連絡システムによることといたしており、事故などが発生した場合には、原子力事業者から、国や施設が所在する道県及び関係市町村に直ちに通報連絡がなされることとなっているところであります。

大間原発に係る連絡体制については、今後、青森県の地域防災計画の中で議論されることになるわけですが、道といたしましては、大間原発が北海道に近い地点に立地されることに加え、津軽海峡は函館市側と大間町側の漁船などが混在して操業しているという実情を踏まえ、緊急時における迅速かつ的確な情報提供について国や青森県などに働きかけるなどして、地域の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

(再質問1) 北海道地域防災計画原子力防災計画編の見直しについて

大間原発についてですが、現在、道が原子力災害に対応するために策定している「北海道地域防災計画原子力防災計画編」は、泊原発のみを対象にしたものであります。

そこで、今後、大間原発に関し、北海道防災会議原子力防災対策部会での検討などが必要になってくると考えます。

道として、大間原発に関し、函館市周辺における原子力防災対策について検討を加え、この計画を見直していくべきと考えますが、ご所見を伺います。

<再答弁1> (高橋はるみ知事)

大間原発にかかわる諸問題に関し、まず、北海道地域防災計画についてですが、国の防災基本計画において、原子力防災に関する地域防災計画を策定すべき地域は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲とされており、函館市は、この範囲には含まれておりません。

しかしながら、道といたしましては、住民の皆様の安全、安心の確保を図る観点か

ら、大間原発に係る異常時の連絡や環境モニタリング情報などは迅速かつ的確に提供されることが必要と考えておりますことから、青森県において、平成21年度から進められる予定の地域防災計画の検討状況を注視するとともに、必要な対応について、北海道防災会議原子力防災対策部会の専門委員会で議論を行いながら、検討してまいります。

（再質問2）相互協定の締結について

次に、平常時や原子力災害時における情報の提供は、道民の安全についての知る権利の確保にとって必要なことであり、また原子力災害時における相互応援、さらに風評被害の対処などに関する協定などは、今後、大変重要な取り組みとなることと思います。

安全・安心の北海道と道民の暮らしを守る観点で、国、青森県等を含めた情報の提供や応援体制に関わる協定、そして被害対策などに関わる事業者との協定の締結が必要と考え、それに向けた交渉を進めていただきたいと思います。ご所見をお聞きいたします。

＜再答弁2＞（高橋はるみ知事）

次に、相互協定についてであります。原子力施設が所在する道府県の間においては、原子力災害が発生した場合の広域応援体制に関し、防災資機材の提供や職員の派遣に係る相互応援に関する協定を締結いたしているところであります。

また、平常時における報告や異常時における連絡などについて規定する安全協定については、一般的には、施設の所在する道府県と、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の市町村とが原子力事業者との間で締結されている実情にあります。

なお、被害対策については、事業者である電源開発株式会社は、地元に対し、発電所にかかわり風評被害が発生した場合、責任を持って賠償する旨を文書にて約束するとの意向を表明していると承知いたしております。

いずれにいたしましても、道といたしましては、今後、函館市の意向を確認しながら、住民の皆様の不安解消に向けた対応について、青森県や電源開発株式会社との意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。

2. 雇用問題について

次に雇用問題についてお聞きいたしますが、代表質問でお聞きしました安定雇用の質問に対し、副知事は「非正規労働者の働き方に見合った均衡ある処遇の確保や正社員への転換を促進する」と答えられました。大変重要なご答弁です。

そして、経済界に働きかけるには、まずは率先して道がその範を示さなければなりません。

働いても働いても非正規そして・低賃金で毎日を過ごされているワーキングプアと呼ばれる労働者の方々が増加していることは、すでにご承知のことと思います。

ワーキングプア＝働く貧困層と言われ、NHKスペシャルで放送された番組「働いても働いても豊になれない」「努力すれば抜け出せますか」「生活保護が受けられない～ワーキングプアの苦闘～」のシリーズは大きな反響を呼びました。

年収幾ら位がワーキングプアというかはその定義はありませんが、フリー百科事典「ウィキペディア」では、年間200万円以下を一つの目安としております。

企業は、賃金水準の抑制のために、正社員の新規採用を減らし、賃金が安く、仕事の繁忙の状況に応じて調整しやすい労働力を増やすことで、総人件費を抑制しており、その犠牲者がワーキングプアと呼ばれる方々となっております。

この問題を解決するために、道も非正規雇用から正規雇用への転換を経済界にお願いしているものと理解しております。

道においても、非常勤職員や臨時職員などいわゆる非正規雇用の職員を任用している他、人材派遣会社からの派遣労働者の数もまたかなりの数になっているものと思います。

そして、画一的・簡便な業務である臨時職員は言葉は悪いですが期間限定の使い捨てとなっております。

(1) ワーキングプアの定義について

さて、道は、問題となっているワーキングプアをどのように定義づけられておられるのか、まずお伺いいたします。

<答弁> (渡辺健・経済部長)

雇用問題に関し、ワーキングプアの定義についてであります。いわゆるワーキングプアにつきましては、一般的には、就業しているものの、所得が低いなどの理由から、生活水準が低い人々のことを指すものと考えておりますが、その範囲、定義に関しまして、さまざまな議論があり、現在のところ、我が国では確立した概念はないものと承知しております。

(2) 同一価値労働・同一賃金について

次に、労働には正しい対価が支払われなければならないのは当然であります。同一価値労働・同一賃金についての道の基本的なご見解をお伺いいたします。

<答弁> (高橋はるみ知事)

雇用問題に関し、まず、労働の対価についてであります。我が国における企業の賃金、その他の待遇は、その一時点の職務だけではなく、長期の人材活用などを前提として設定されている場合が多く、改正パート労働法におきましても、パート労働者の賃金などの待遇について、職務のほかに、人材活用の仕組み、契約期間の三つの要件が正社員と同じかどうかによりまして、正社員との均衡を図るための措置を講じるよう規定しているところであります。

道といたしましては、改正パート労働法や、7月に策定されました、有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドラインなどの普及啓発などに取り組んでいるところであり、今後とも、国と連携を図りながら、非正規労働者の働き方に見合った均衡ある処遇の確保などについて努めてまいりたいと考えております。

(3) 道の処遇について

次に、副知事の言われたことの逆、すなわち「非正規労働者の働き方に見合った均衡ある処遇が確保されていない」とされる非正規職員の方は道庁にもおられるのではないのでしょうか。

非常勤職員などについては働き方に見合った均衡ある処遇が確保されているのかお伺いいたします。

<答弁> (宮地毅・総務部長)

非常勤職員などの処遇についてであります。道におきましては、一日の特定の時間帯に集中する業務や、特定の知識、経験などを必要とする業務を処理する場合があります。また、病気等により長期に欠勤する職員の代替補助や、特定の期間、一時的に増加した事務を処理する場合などには、臨時職員を任用しているところでございます。

これら非常勤職員及び臨時職員の給与、休暇などの勤務条件につきましては、おのおの職務内容や任用形態、あるいは勤務時間などに応じて、常勤の職員との均衡を考慮し、決定しているところでございます。

(4) 派遣職員について

次に、先ほども申し上げましたが、道でも、例えば総務業務を処理するために多数の派遣社員を活用しておられますが、派遣社員の賃金などの処遇について、道はどのように認識されておられるのかお伺いいたします。

<答弁> (宮地毅・総務部長)

派遣職員の処遇についてであります。道では、総務業務に従事させるためなどの労働者派遣契約を締結しており、これら経費の積算に当たりましては、民間事業者に準じた必要額を措置しているところでございます。

賃金などの労働条件につきましては、労働者派遣法を初め、労働基準法や最低賃金法などの関係法令を遵守し、労使間において決定されるものであり、受託した事業者が、職務内容や契約期間など個々の実情に応じ、適切に対処すべきものであると認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、道といたしましては、事業者などに対し、ホームページなどを通じて、就業条件や社会保険の適用など関係法令の周知啓発を図ってきており、今後とも、国と連携をしながら、適正な労働条件が確保されるように努めてまいりたいと考えております。

（再質問1）非正規職員の処遇改善について

雇用問題についてですが、道の特別職非常勤の中には、日額・時給の弁護士や医師等の有資格者以外にも、それぞれの業務に携わっておられる方々がおられます。

月額賃金も低く、長年仕事をしていても昇給も無く、いつ解雇されるか判らない不安がいつもつきまっております。

先ほどご答弁をいただきましたが、働いても働いても非正規そして・低賃金で任用されている非正規職員の方々を「官製ワーキングプア」と呼ぶのではないのでしょうか。

非正規雇用の改善について経済界に要望すると同時に、足下の改善を行わなければ説得性を持たないばかりか、本気度さえ疑わしいものとなりますが、改善に対するお考えをお聞かせ下さい。

<再答弁1>（高橋はるみ知事）

雇用問題に関し、まず、非常勤職員などの処遇についてであります。道においては、現在、道内事業所などに対して、非正規労働者の処遇について、正規職員との働き方の違いに応じて均衡を図るよう規定された、改正パートタイム労働法の周知啓発に取り組んでいるところであります。

こうした中、道が任用している非常勤職員などの勤務条件については、これまで、職務内容に応じ、常勤職員との均衡を考慮した上で決定してきているところであります。

道といたしましては、今後とも、社会情勢の変化や職員の勤務実態などを踏まえ、常勤の職員との勤務形態の相違に応じて均衡が図られるよう、必要な措置を講じることにより、当該職員の能力を一層有効に発揮することができる勤務環境を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

（再質問2）委託や派遣に関わるルール作りについて

次に、自らがアウトソーシングを行い、派遣契約をしながら、派遣労働者が派遣元でどのような処遇をされているかを掌握していないというのは、北海道の労働行政を担う道庁としていかがなものかと思えます。

また、各部局で実施している派遣業務について、掌握する部署が無く、派遣契約についての統一的な取り扱いを行っていないということは、公平・公正が大原則の行政にとって

致命的な欠陥を自ら行っているということを道が認めたこととなります。

今後は、このようなことの無いように委託や派遣についても、一定のルールを作り、適正な賃金の支払いを指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

＜再答弁2＞（高橋はるみ知事）

派遣契約についてであります。道においては、これまで、各部局において、個々の業務内容に応じ、必要な契約条件等を定め、契約事務を行ってきたところであります。

今後、道の事務事業の民間開放を推進していく中で、労働者派遣契約の増大が見込まれることから、契約書の標準様式を作成するとともに、契約業者に対し、適正な賃金の支払いについて要請するなど、労働者派遣契約の適切な執行に努めてまいる考えであります。

（再質問3）公契約条例の制定について

次に、委託契約に関わり、道は、委託料の積算根拠の中には人件費分を適切に盛り込んでいるはずですが、人件費相当分が確実に委託や派遣労働者に還元されることを委託契約に盛り込む、いわゆる「公契約条例」の制定が必要と考えますがお考えをお聞きいたします。

＜再答弁3＞（高橋はるみ知事）

公契約条例の制定についてであります。道といたしましては、庁内連絡会議を設置し、国や他の都府県の動向などについて調査研究を行った結果、賃金などの労働条件については、公の契約であるか民間の契約であるかを問わず、労働基準法などに定める法定労働条件の範囲内で、個々の労使当事者間で自主的に取り決められてきており、政府がこれに介入することは適当でないとする国の見解や、これまで、道が発注する事業に従事する労働者に関し、労働法令の遵守などの各種の取り組みを実施してきておりますことなどから、請負・委託事業など、従事者の労働条件の確保に係る新たな条例を制定する環境にはないという結論になったところであります。

この庁内連絡会議の検討結果について、平成18年に北海道労働審議会で意見を伺うなど、総合的に検討した結果、新たな条例は制定しないこととしたところであります。道といたしましては、今後とも、関係法令の周知啓発などにより、道が発注する事業に従事する労働者に関する労働法令の遵守などのための取り組みを行ってまいる考えであります。

（再質問4）雇用問題について

次に、道内の企業も底の見えない不況の荒波にもまれ、大変な思いをしています。一方、道庁も各自治体も財政難に陥っています。

そして、その多くの場合、人件費の削減に走り、給与カットや人員削減を行っています。若い労働力は地元就職できず、また、不安定・低賃金に甘んじなければなりません。行政においても人事院勧告で決定された給与も払えない中で、道庁も安上がり賃金の蟻

地獄に足を踏み込んでしまいました。

雇用や賃金について旗を振っていながら、自らは違う道を歩んでいるという現実、その言葉の責任を放棄していることになりかねません。

現実の問題として、本会議のご答弁のように「雇用の受け皿作りと就業の促進を2本の柱として取り組みを進め、雇用の創出と安心して働ける環境作りに努力して参る」ということであれば、道庁が率先して取り組んで行くべきであると指摘せざるを得ません。

また、同じく代表質問でお答えのあった「安心した雇用への取り組み」ということも、同じ言葉の空回りとなっており、視点を変えて再構築しなければいつまでたっても解決の糸口さえ見つけられない空論となると思いますが、非正規雇用者の安定した雇用と処遇の取り組みについて、再度ご見解をお伺いいたします。

＜再答弁4＞（高橋はるみ知事）

非正規労働者への対応についてであります。道といたしましては、新規学卒者の求人要請の際に、経済団体などに対し、正社員としての雇用を働きかけるとともに、パート労働者の待遇について、正社員との働き方の違いに応じて均衡を図るための措置を講じるよう規定された、改正パートタイム労働法に関する説明会を北海道労働局との共催により開催してきたところであります。

道といたしましては、企業や労働者に関係法令などの趣旨が十分に周知され、個々の実情に合わせた取り組みが進められることが重要と認識をしており、今後とも、国などと連携を図りながら、パート法など労働関係法令や、7月に策定された、有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン、正社員に転換する奨励金などの各種支援制度の普及啓発などにより、非正規労働者の働き方に見合った均衡ある処遇の確保や、正社員への転換を促進してまいる考えであります。

（指摘1）委託に対する総合評価方式の導入について

雇用問題について再々質問をさせていただきます。

先ほどのご答弁で「公契約条例」については、道は一定の結論を持ったようであります。

それでは、委託などの入札に関し、総合評価方式を導入することについて、ご検討いただきたいと思っております。

委託料に積算されている人件費が確実に労働者に支払われているか、有給休暇や健康診断などの福利厚生事業は実施されているか、雇用保険・社会保険の加入の有無などはどうか、さらに障害者雇用やメセナ活動などを評価の対象とし入札の検討を行う。

総合評価方式による入札は、すでに、当別ダムにおいて技術度などについて導入済みであることから、この制度は既にスタートしております。

行政は、税の効率的な運用を図ると共に、その運用が地域社会に貢献する事を考慮しなければなりません

一円でも安くだけを基準にするのではなく、行政の施策への協力や有益性も基準にするべきではないでしょうか。

雇用の拡大、低賃金や非正規社員の解消などの労働行政を担う道が、その解消のために努力することは当然であります。委託の入札時に総合評価方式の導入を早急にするべきであることを指摘いたします。

(指摘 2)

合わせて、私の地元では、委託の発注時において積算労務単価の水準を明示し、適正な賃金支払いの指導、不払いの防止の他、事業の発注に際しては、建退協証紙貼付枚数の報告、下請け業者対策、地元業者、地元資材の活用など公共工事発注における地域経済振興、雇用・労働者福祉重視型の行政指導を文書で行っております。

お聞きいたしますと、事業3部においては、このような文書を発しておるようですが、他の部局ではこのようなことは行っていないようでありますので、派遣、委託、事業契約などにおいて、随時、他の部局にも普及していただくよう指摘をさせていただき、私の再々質問を終わります。

3. クリーンエネルギーについて

さて、環境サミットも終わり、その評価は様々ですが、私は「各国のエゴだけが浮き彫りになり、何も決められなかったサミット」との感想を持っています。

ただ、温暖化というフレーズだけは着実に広がりを持ったと思っています。

北海道は、知事が言うとおりに自然に溢れた大地であり、環境立国としての国内のリーダーでなければならないという思いは私も同感であります。

そして、確実に施策を実践し、「クリーン&エコ 北海道」実現するために努力しなければなりません。

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の施行後、2002年に策定された「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」は、2007年に一部変更され、新エネルギーの新たな導入目標を原油換算で6.4万k1上乗せした計画となり、その取り組みの自信の程をうかがい知ることができます。

(1) 計画の達成について

そこで、最終目標年次を2年後に控えた本計画の目標達成率と具体的な成果、とりわけ、エネルギー種別に伸びたものと足踏みをしているものとその原因についてお伺いいたします。

<答弁> (渡辺健・経済部長)

クリーンエネルギーに関し、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画における目標についてであります。この計画における最終年度である平成22年度の新エネルギーの導入目標は、原油換算で193.6万キロリットルとなっており、平成17年度の導入実績は、原油換算で142.2万キロリットル、目標に対する達成率は73.5%となっているところでございます。

また、エネルギー種別ごとの導入目標に対する実績につきましては、発電分野における中小水力発電、熱利用分野におけるヒートポンプの利用などによる水温度差、地熱の熱水利用において、原油換算で8割を超える達成率となっているところであります。

一方、発電分野における太陽光発電、熱利用分野における雪氷冷熱、バイオマス熱利用で、技術開発のおくれや高コストなどのさまざまな要因から、達成率が1割未満となっているところであります。

道といたしましては、これらも踏まえ、国と連携しつつ、太陽光発電の大規模な実証研究、工場などへの雪氷エネルギーの導入モデルプランの策定、木質ペレットへの導入支援などに取り組んでいるところでございます。

(2) 道立施設への導入について

次に、条例の第3条「道の責務」の3にもありますが、条例施行後における道の施設への新エネルギーの導入状況を踏まえ、今後の進め方についてお伺いいたします。

<答弁>（高橋はるみ知事）

クリーンエネルギーに関し、まず、新エネルギーの道立施設への導入についてであります。本道における新エネルギーの導入の促進を図るためには、道といたしましても率先して取り組むことが重要と考えております。

道といたしましては、これまで、計量検定所において太陽光発電システムを導入するとともに、北方建築総合研究所における雪氷エネルギーを活用した冷房システムの導入や、子ども総合医療・療育センターにおける天然ガスコージェネレーションの導入などに努めてきたところであり、今後とも、庁内各部などで構成をする、北海道省エネルギー・新エネルギー施策推進会議なども通じて、道立施設などへの新エネルギー導入の取り組みをさらに進めてまいる考えであります。

（３）普及への考え方について

次に、道が行う施策の中に「新エネルギー利用機器の導入に対する支援」とありますが、導入目標と支援の在り方についてお聞きいたします。

<答弁>（渡辺健・経済部長）

新エネルギー利用機器の導入に対する支援についてであります。利用機器ごとの目標などは定めておりませんが、機器の普及を通じて新エネルギーの導入目標を達成すべく、国とも連携しながら、必要な導入支援を行っているところでございます。

具体的には、機器の展示や情報交換を行う、新エネルギーフォーラムの開催、住宅用太陽光発電に関するモニター事業などに対する補助、中小企業の設備導入に対する融資、企業の製品開発への支援、製品技術に対する表彰などに取り組んでおり、さらに、本定例会には、道産エネルギーとして安定的な供給が見込まれます木質ペレットの利用を進めるために必要な経費を補正予算として計上させていただいているところでございます。

今後とも、こうした取り組みを通じて、新エネルギーの導入の促進を図り、目標の達成に向け、努力してまいる考えでございます。

（再質問）

さて、同僚議員が、「温室効果ガス排出量取引」や「とちぎ発ストップ温暖化アクション」などについて質問をいたしました。

身近な取り組みにはインセンティブが必要となっております。

とりわけ、太陽光発電は一般家庭の普及がその鍵を握っておりますことから、導入してみたいと思わせる誘導策を講じなければなりません。

現在の太陽光発電に対する助成は、市町村が行っているモニター料の半額を補助するもので、それも1年間だけあります。

それも、福祉灯油の制度と同様に市町村が行っていることが前提となっております。

200万円以上する本体設備、附属する蓄電設備を含めて大きな額ですが、導入するにもそれがインセンティブにならないければ、趣味の範囲となってしまいます。

助成の在り方について、再検討を行っていただくことが、導入に弾みをつけるものとなると思いますが、お考えをお聞きいたします。

＜再答弁＞（高橋はるみ知事）

クリーンエネルギーに関し、太陽光発電設備の導入に対する支援についてであります。道では、モデル的に、平成14年度から19年度まで、住宅用の太陽光発電設備の設置者に対し、市町村を通じて助成を行い、この間、611件の導入が図られたところであります。

今年度からは、導入実績や導入による効果などの普及啓発の観点から、市町村が実施するモニター事業に対する補助に取り組んでいるところであります。

また、国に対して、住宅用太陽光発電の導入支援を要請いたしており、現在、国において、住宅用太陽光発電設備の導入者に対する定額補助の実施を検討しているところであり、その検討状況について注視してまいる考えであります。

以上であります。

4. 高齢者の孤立死（孤独死）について

次に孤立死についてお聞きいたします。

近年、一人暮らしをしている高齢者が社会から孤立して、誰にも看取られず死亡するいわゆる「孤立死」が社会問題となっているところであり、私の住む地域でも平成18年、普段、周囲との関わりを持たない一人暮らしの94歳になる高齢者の方が、住まいで暖を取るためにホットプレートを利用した際、加熱による火災で死亡したことが報じられました。

単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加している状況にあり、有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等に住み替え、自ら「孤立」しないようにしている方々がいる反面、社会から「孤立」する世帯も増加しています。

現在の一般的な高齢者は地域社会との関わりを持つことについては、まだ、抵抗感はないものと考えられますが、団塊の世代以下の方の中には、いわゆる会社人間として人生を過ごしてきたことから、地域との積極的な関わりを持つことに消極的であり、周囲からも孤立されている方も多いのではと考えられます。

そこで、厚生労働省では平成19年に「孤立死ゼロ・プロジェクト」を立ち上げ、「孤立死ゼロ・モデル事業」により、都道府県や指定都市または市町村の中からモデル地域を選定し効果的な事業があれば全国に紹介することにいたしました。

千葉県では、「高齢者保健福祉計画」に孤独死対策を重点事業に位置づけて事業を展開しております。

(1) 本道における実態とモデル事業選定自治体の効果について

そこで、本道の孤独死の実態はどのようなになっているのかお伺いいたします。

そして、本道における孤独死のモデル事業選定自治体はどのような事業に取り組み、どのような事業効果があったのかお聞きいたします。

<答弁>（高橋教一・保健福祉部長）

高齢者の孤立死に関しまして、本道における孤立死の実態とモデル事業の効果についてでございますが、道が独自に本年1月に実施した、高齢者の孤立死に係る市町村状況調査の結果によりますと、昨年4月から12月の間におきまして、地域から孤立した状態で突発的な疾病などにより亡くなられたと思われる、いわゆる孤立死のケースは、22の市や町で63件あったことが明らかになっているところでございます。

また、19年度から厚生労働省が実施しております、孤立死ゼロ・モデル事業についてでございますが、道内におきましては、マンションやアパートで亡くなる都市型の孤立死を防止するために、札幌市が対象地域に選定され、相談窓口を設置いたしますほか、集合住宅の管理者及び居住者などを対象に、住民がともに支え合う意識の喚起などを目的とした出前講座やシンポジウムを開催しているところでございます。

札幌市からは、そうした取り組みによって、市内のマンションにおいて居住者相互による見守りや声かけを行うネットワークづくりの準備が進められるなど、孤立死防止に向けた関心が高まってきていると伺っているところでございます。

(2) 効果的な防止策とその推進について

さて、先ほどの孤立死の場合も例外ではなく、火災が起こる前にケースワーカーが訪ねてその様子を写真に納めておりましたが、生活実態は悲惨な状況でした。

本人が「靴のままで入れ」という状況で、室内には多量の虫、台所は何を食べているのか判らないような腐敗した食材、鍋や食器などが雑然と山積みになっており、居間は身の置き所も無くゴミのようなものがうづ高く、どこで睡眠をとるのか、さながらゴミ屋敷の様になっており、トイレもしばらく掃除されたことのない状態で室内は様々な悪臭が漂っている状況です。

厚労省の事業モデルは、コミュニティーでの支援です。

地域の民生委員をはじめとする行政や地域の連携がますます重要になってくると思います。

孤立死を防止するには周辺の方々との関わりが非常に大切なものと考えていますが、道は孤立死を防ぐためにどのような対応策をとられているのかお伺いいたします。

<答弁> (高橋はるみ知事)

高齢者の孤立死に関し、その防止対策などについてであります。孤立死を防ぐためには、市町村と地域住民が連携しながら、住民同士が日常的な交流を深め、さりげない気配りや見守りなどが行える、きめ細やかな取り組みを進めることが重要であると考えております。

このため、道といたしましては、孤立死防止に向けた道内の先進的な取り組み事例を取りまとめ、道のホームページに掲載するとともに、リーフレットを作成し、市町村に配付するなど、広く普及啓発に努めているところであります。

さらに、現在、庁内の関係部から成る、北海道高齢化対策推進委員会において、高齢者の方々が地域で安心して暮らすことができるコミュニティーづくりについて検討を行っているところであり、その結果を、今年度中に作成する次期高齢者保健福祉計画の中に盛り込み、市町村において孤立死防止に向けた効果的な取り組みが行われるよう働きかけてまいる考えであります。

なお、本道における孤立死の実態とモデル事業の効果については、担当の部長が答弁をさせていただきます。